



メガFTAの将来、WTOの影響

WTO体制下で多様化する地域統合の現状と展望

客員研究員 岩田 伸人

2015年12月

一般財団法人 **国際貿易投資研究所(ITI)**
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT

目 次

WTO から見た地域統合	1
1. 地域貿易協定 (Regional Trade Agreement)	3
2. 地域統合と域内貿易	6
3. RTA のタイプ	7
4. 関税同盟の動機	11
5. 関税同盟の利点	13
6. FTA と関税同盟は共存できるか	14
7. 関税同盟と FTA の組み合わせ	15
8. 途上国の共通域外関税 (CET)	21
9. 関税同盟の数は増えるか	22
10. 仕向地主義と原産地主義	24
その 1 : ユーラシア経済共同体 (旧 CIS:独立国家共同体) の場合	25
その 2 : GCC (湾岸協力理事会) の場合	27
その 3 : EU (欧州連合) の場合	28
結びに代えて	29
<参考資料・文献>	31

メガ FTA の将来、WTO の影響

WTO 体制下で多様化する地域統合の現状と展望

青山学院大学 経営学部教授

ITI 客員研究員 岩田 伸人

TPP を含む日米欧の先進国による複数のメガ FTA は、一定の規模に達した段階で、WTO ルールの下「結合の段階」に入ると予想される。

すでに、FTA を含む多くの地域統合 (RTA: Regional Trade Agreement) の形態は一律でなく、既存の FTA が別の FTA と結合するケースや、先進国の複数の地域統合が GATS (サービス貿易協定) 第 5 条の下で結合するケース、関税同盟同士が FTA として結合するケース、さらには非 EU 型の関税同盟が出現し加盟国を増やすケースなど、いわば「組み合わせ結合型の FTA・地域統合」が散見される。これらは地域統合の発展プロセスを示したバラッサ・モデルとは明らかに異なる。

本稿では、これまでの FTA 間の組み合わせ・結合の主要ケース、および新たな FTA の動向などを概観しながら、近未来における複数のメガ FTA が、WTO ルール下でどのような形の結合または統合にいたるかを考える材料を提供する。

WTO から見た地域統合

バラッサ (Balassa, 1961)¹ は、第二次世界大戦直後の欧州における 3 つの「共同体」(1951 年の欧州石炭鉄鋼共同体、1957 年の欧州経済共同体および欧州原子力共同体) を基礎とする地域統合の形成過程などからヒントを得て、地域統合のプロセスを 5 つの発展段階で説明した²。

1 Balassa, Bela (1961) “The Theory of Economic Integration”. Homewood, Illinois: Richard D. Irwin.

2 通商白書 (2005 年) は、Balassa (1961) の地域統合モデルを [1]自由貿易地域 (域内関税を撤廃)、[2]関税同盟 (域外関税を共通化)、[3]共同市場 (資本や労働移動も自由化)、[4]経済同盟 (租税措置、各種規制、経済政策の共通化)、[5]完全経済同盟 (予算制度や通貨措置の一本化) の五段階に分類した上で、EU は 1987 年の単一欧州議定書の発効を契機に、関税同盟から共同市場へ発展し、「経済同盟」の段階へと統合を深化させたとしている。

参考 < <http://www.meti.go.jp/report/tsuhaku2005/2005honbun/html/H3412000.html> >

第1段階は自由貿易地域 (Free Trade Area : 域内の関税撤廃)、第2段階を関税同盟 (Customs Union:+共通域外関税の設置)、第3段階を共同市場 (Common Market: ++人・サービスなど生産要素の域内移動の自由化³⁾、第4段階を経済同盟 (Economic Union: +++共通通貨や金融政策の統一など域内経済政策の調和化)、そして第5段階を経済統合 (Economic integration: ++++完全な経済統合)、と名付けて一つのモデルを示した⁴。

今日、我々がイメージする「FTA」(自由貿易協定: Free Trade Agreement、日本ではEPAと呼称)は、このバラッサ・モデルの第一段階に相当する。

WTOでは、FTAや関税同盟など二国間・複数国間の地域自由貿易協定を総称してRTA (Regional Trade Agreement : 地域貿易協定)と呼称している⁵。最近ではPTA (Preferential Trade Arrangement:特恵的貿易取極め)の呼称も用いられている。

RTAの数は、WTO発足(1995年)の前後から増加の一途を辿り、今や全世界の国の総数(約200カ国)を優に上回る。GATT発足時からの累積数でみると、約70%は途上国間のRTA、約20%が先進国と途上国の間、先進国間のそれは全体の10%にも満たない(WTOではEU加盟28カ国を、全体で1つの先進国エリアとしてカウントしている)。

2008年のドーハ・ラウンド決裂の後、先進国が主導するFTAはメガFTAと呼称される広域の地域統合へと向かっている。

WTO事務局に通報された、主にFTAと関税同盟から成るRTAの数は、2014年1月時点で約600近く、うち377が既に発効済みとされる(WTO事務局WEBサイト)⁶。だが、そのうち関税同盟の数は2015年1月現在、僅か18に過ぎず、しかもそれら関税同盟の半数以上は、2000年以降に締結されたものであり、ロシア主導のEEA(後述)を除けば、主にアフリカ

3 東條吉純(2008)「地域経済統合における人の移動の自由化」RIETI Discussion Paper 07-J-008

4 WTO 条文では、GATT 第 24 条のタイトルが「関税同盟および自由貿易地域」とあるのに対して、サービス貿易協定(GATS) 第 5 条のタイトルは「経済統合(Economic Integration)」となっており、後者(GATS)の方が、前者(GATT で定める関税同盟・FTA)より進化した統合形態がイメージされている。GATS では、人の移動や投資(モード 3)および国内規制を含めた域内サービス貿易の自由化について定めている。Balassa の統合モデルに従えば EU は Economic Union と Economic integration の中間段階にあるともいえるが、本稿では、取り敢えず EU を関税同盟の一例として扱う。

5 貿易紛争が RTA と WTO の両方に加盟する二国間で発生した場合、それへの対応は「RTA 規律のみに委ねる」、「WTO 規律のみに委ねる」「RTA 規律、WTO 規律のいずれに委ねるかを当該国間の協議で決める」の 3 つのケースがあり得る。

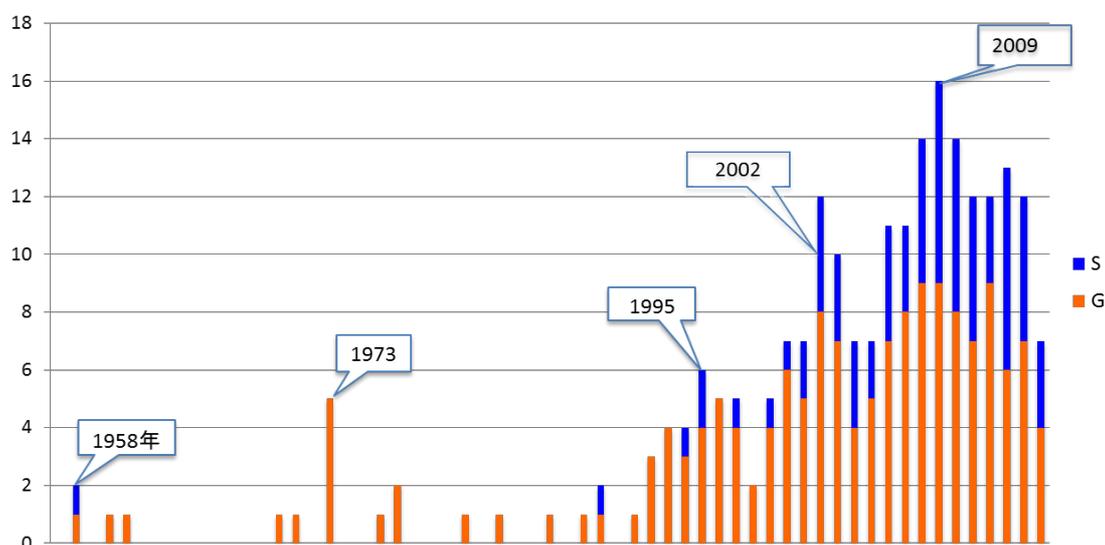
参考:川瀬 剛志(2007)「WTO と地域経済統合体の紛争解決手続きの競合と調整」RIETI Discussion Paper Series 07-J-050<<http://www.rieti.go.jp/publications/dp/07j050.pdf>>

6 WTO database<<http://rtais.wto.org>> [access:8 May 2014]

大陸および中東の国々によるものである（南米のメルコスールが設立されたのは1995年である）。

もし冒頭のバラッサ・モデルが現代の経済統合プロセスにも当てはまるならば、今、世界に数百も存在し、さらに増加傾向にあるFTAの幾つかは、いずれかの時点で関税同盟へさらには共同市場や経済同盟へと発展的に移行するのだろうか？

図表-1 財 (goods) とサービス (Services) の地域統合 (RTA) の推移



注) Sはサービス、Gは財を示す。縦軸はRTAの数、横軸は西暦。サービスの地域統合は1995年以降に増加、2002年から急増。同じRTAでも、財 (goods) のみ、財とサービス (service) の両方のRTAがある。WTO協定上、財 (goods) の自由化は、FTA (Free Trade Area/agreement)、財のサービス (Services) の自由化は、EIA (Economic Integration Agreement) がカバーする。1958年のRTAサービス貿易自由化はEU (当時EC) で発効した1件のみ。” WTO,RTA database” を参考に筆者作成。

WTO (2006) ” The changing landscape of regional trade agreements” WTO Discussion Paper, No. 12 の図1では、1995-1999のサービスの自由化数は8となっており、その内訳は先進国間のRTAが4、途上国間のRTAが4となっている。

https://www.econstor.eu/dspace/bitstream/10419/107047/1/wto-discussion-paper_12.pdf

1. 地域貿易協定 (Regional Trade Agreement)

一般に、GATT/WTO諸協定の下で関税同盟が形成されるためには、域内での関税撤廃に加え、対域外には「共通域外関税」(CET: Common External Tariff) の設置、および税関手続きの共通化などの「非関税障壁の調和化 (ハーモナイゼーション)」が基本的な条件となる⁷。

⁷ “Customs unions, on the other hand, require the establishment of a common external tariff and harmonization of external trade policies, implying a greater loss of autonomy over the parties’

関税同盟のモデルとして、欧州の28カ国で構成されるEU (European Union:欧州連合) をあげることが多いが、果たしてEUは関税同盟の模範的なモデルと言えるのだろうか？ 関税同盟では、各加盟国の主権の一部が弱められてしまう点が常に問題となる。

関税同盟の利点は、一国のみでは政治経済的な影響力の弱い国々がUnion (邦訳は「同盟」または「連合」) を形成して共通域外関税 (CET) を含む協調的な通商政策をとることで、経済力の大きな先進国や途上国に対し、より対等な立場で戦略的に行動できる点にあると言われる⁸。

そうであるなら現在交渉中の地域統合、すなわちTPP (環太平洋パートナーシップ)、TTIP (環大西洋貿易投資パートナーシップ) 、そして 日・EU EPAなど先進国主導による「メガFTA」に対抗して、立場の異なる途上国側が戦略的に行動する目的で新たな地域統合を形成、または既存のFTAを関税同盟に発展させようとする兆候はあるのだろうか？

WTO 加盟国の中で、LDC (Least Developed Countries:後発途上国) の国々は、無税無枠措置、すなわち LDCs からの輸出品に対して先進国などが関税ゼロかつ数量制限なしの輸入機会を提供する特恵的措置を受けている。南米や ASEAN 諸国の中には、先進国との間で広域 FTA 形成や多くの 2 国間 FTA を積極的に締結、活用している途上国もある。途上国の中で、これら無税無枠の特恵措置を受けていない国々は、貿易自由化のための WTO ドーハ・ラウンド (多数国間交渉) から得られるはずの貿易利益を、同ラウンドの決裂によって喪失した可能性がある。

2015年1月にロシアの主導で発効したEEU (Eurasian Economic Union: ユーラシア経済連合) の仕組みはEUのそれに似ているが、EEUはエネルギー資源に恵まれたロシアの圧倒的な政治経済力に依存しており、EUのような加盟国間の相互依存関係がある関税同盟とは異なる。

本稿で地域統合 (RTA) の一例として掲げる中東6カ国による “GCC” (Gulf Cooperation Council: 湾岸協力理事会)、および南米のアルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラの5カ国からなるMERCOSUR (以下「メルコスール」と略記。) は、関税同盟としてのEU (欧州連合) の統合プロセスを参考に形成されているのは明らかである。

commercial policies and longer and more complex negotiations and implementation periods.”
参考<<http://www10.iadb.org/intal/intalcdi/PE/2010/05132.pdf>>

8 石川城太 (2005年7月19日) 『通商政策と戦略』 (日本経済新聞)

しかし、それらの国々が地域統合（関税同盟）を結成しようとする動機、およびそれに伴って作り出された制度や仕組みは、EUのそれと異なる。

後述するが「関税同盟」を特徴づける共通域外関税（CET）の設置に伴う関税徴収の仕組みは、EUが行っているような、域外から域内へ持ち込まれる当該製品の最初の荷下ろし港（輸入国）で関税を徴収する方式と、GCCを含む他の多くの関税同盟で行われているような、域外から持ち込まれた当該製品の域内における最終仕向地（消費国）で関税が徴収される方式とがある。前者の方式は「原産地主義（origin principle）」、後者は「仕向地主義（destination principle）」と呼ばれる（Yasui [2014]）。さらに、ロシア主導で形成されたEEUで導入されている（域内メンバー国の貿易取引高に応じた）事前配分割当方式（後述）や、メルコスールで見られる（域内メンバー国の利益を守るために）自動車など特定品目を共通域外関税から除外する仕組みもある。

他方、EUのように共通域外関税の下で徴収された税収の大半が「関税同盟を運営する財源」になる場合もあれば、GCCのように共通域外関税は設けてあっても、得られた税収は個々の「域内加盟国の政府財源」になる場合もある。

GCCは、1983年に域内の関税を相互に撤廃して、FTA（Free Trade Agreement: 自由貿易協定）として発効し、その20年後の2003年1月1日には、5%の共通域外関税を設けて関税同盟（Customs Union）として発効した。ただし、この5%という値はGCCの加盟6カ国がそれぞれに域外製品の輸入に課す関税の共通目標に過ぎず、輸入時に徴収された関税は当該輸入国またはそれが最終的に消費される域内加盟国の収入になる。さらに農産物などに関税の例外品目が認められたことで、GCCの共通域外関税はやや形骸化した面は否めない⁹。このようにGCCは関税同盟として未完成にもかかわらず、2008年には共同市場（Common Market）へ発展的に移行したことになってはいるが、それに向けて2010年に導入の予定だった共通通貨制度（common currency）すら2015年現在、未だに実現してい

9 GCC事務局（Secretariat General, サウジアラビア・リアド）によれば、2003年1月1日より（関税同盟となった）GCC域外からの全ての輸入製品に5%の共通関税を課し（例外はタバコなど417品目）、当該製品を最初に受入れたGCC加盟国の税関地点でいったん徴収された関税収入は、当該製品の最終消費地点（final destination）が確定した後で国別に按分される。GCCのメンバー国であるUAE（アラブ首長国連邦）では自国内の7つの独立した首長国（Emirate）がそれぞれ独自に財政運営をおこなっており、関税収入は当該製品が最終的に消費される各首長国（最終消費地）に按分される。他方、国内の法人税収などはUAE全体の連邦予算に組み込まれている。現地法人を設立する場合は、外国資本の出資比率が最大で49%に制限されている。フリーゾーンは100%の外国資本設立が認められている。

ない。つまり関税同盟と称される地域統合であっても、必須の条件とされる共通域外関税の仕組みは異なり、関税同盟の発展段階自体も一様ではない。

図表- 2 関税同盟の数 (2014 年現在)

関税同盟(Customs Union) の名称	発効日 Effective date	GATT/WTOへの告知形態	加盟国の数
EC (European Union)	1-Jan-1958	GATT XXIV	28
Central American Common Market (CACM)	4-Jun-1961	GATT XXIV	5
Caribbean Community and Common Market(CARICOM)	1-Aug-1973	GATT XXIV	15
Andean Community(CAN)	25-May-1988	Enabling Clause	4
EU-Andorra	1-Jul-1991	GATT XXIV	29*
Southern Common Market(MERCOSUR)	29-Nov-1991	Enabling Clause	5
Economic Community of West African States(ECOWAS)	24-Jul-1993	Enabling Clause	15
Common Market for Eastern and Southern Africa(COMESA)	8-Dec-1994	Enabling Clause	16
EU-Turkey	1-Jan-1996	GATT XXIV	29*
Eurasian Economic Community (EAEC)	8-Oct-1997	GATT XXIV	5
Russian Federation – Belarus – Kazakhstan	3-Dec-1997	GATT XXIV	3 **
Economic and Monetary Community of Central Africa(CEMAC)	24-Jun-1999	Enabling Clause	6
West African Economic and Monetary Union(WAEMU)	1-Jan-2000	Enabling Clause	7
East African Community (EAC)	7- jul- 2000	Enabling Clause	5
EU-San Marino	1-Apr- 2002	GATT XXIV	29 *
Gulf Cooperation Council(GCC)	1- Jan- 2003	GATT XXIV	6
Southern African Customs Union(SACU)	15-Jul- 2004	GATT XXIV	5
2015年1月現在における全18の関税同盟に加盟する国々の総数は125カ国		総計 = 125	
Cf: yasui (Jan. 2014) "Customs Administrations Operating Under Customs Union Systems" WCO Research Paper No.29			

注) Yasui (2014) を参考に筆者作成。重複を避けるために国の数を、*は1、**はゼロと数える。

2. 地域統合と域内貿易

一般に、FTAや関税同盟のようなRTA（地域統合）が形成される動機は、地域統合が存在しない場合に比べて、加盟国間の域内貿易が拡大することによる域内経済の発展にあるとされる。その説明手段として、産品（モノ）の貿易を例に、貿易創出効果と貿易転換効果の二つの考え方が用いられる。

地域統合に期待される「貿易創出効果」とは、域内の関税が撤廃されて市場価格が低下することにより域内に新たな貿易が創出されることを意味し、「貿易転換効果」とは、域内の加盟国間で関税が相互に撤廃されることにより、輸入品から、相対的に安価になった域

内産品へと代替（転換）されることによる貿易促進の効果とされる。一般に、地域統合は加盟国間の域内貿易を活発化させる効果があると考えられている¹⁰。

だが、現実を見ると中東・アフリカ地域の地域統合、すなわち LAS（アラブ連盟）、GCC（湾岸協力理事会）、UMA（アラブ・マグレ連合）、WAEMU（西アフリカ経済通貨連合）などの域内貿易比率は、他の地域（EU, NAFTA, ASEAN 等）に比べて極端に小さい。

GCC の域内貿易が他の地域統合に比べて小さいことの理由について、世銀（2010）は、域内 6 カ国がいずれもエネルギー資源（原油）の域外向け輸出中心の産業構造であるため域内の相互依存関係が弱いこと、域内物資の国境での手続きが非関税障壁となっていること、および王族企業または国営企業¹¹の下で自国産品を優先的に購入する産業政策が採られていること、などを指摘している¹²。

図表- 3 域内貿易の比率

	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008年
LAS	7%	7%	8%	8%	10%	8%	10%	11%	9%	11%
GCC	5%	5%	5%	5%	7%	4%	6%	7%	6%	6%
UMA	2%	2%	3%	3%	2%	2%	2%	3%	3%	7%
NAFTA	46%	46%	45%	46%	45%	44%	43%	42%	41%	40%
EU	65%	63%	63%	63%	64%	64%	63%	62%	63%	61%
APEC	69%	69%	68%	69%	68%	67%	66%	65%	64%	62%
ASEAN	21%	23%	22%	23%	24%	24%	25%	25%	25%	25%
MERCOSUR	22%	24%	21%	21%	22%	22%	22%	22%	21%	21%
WAEMU	14%	15%	13%	12%	14%	14%	13%	11%	12%	12%

出所：サミールブラダーン（2010/02/03）『アラブ連盟（LAS）加盟国間貿易を通じたアラブ諸国間関係の考察と展望』中東協力センターニュース。

参考：<http://www.wds.worldbank.org/external/default/main?pagePK> [access:10/Jun/2014]

3. RTA のタイプ

2001 年に中東カタールの首都ドーハでスタートした WTO の多数国間交渉（通称 WTO ドーハ・ラウンド）は、2014 年 12 月 3 日～7 日、インドネシア・バリでの第 9 回 WTO

10 GCC 事務局は、FTA や関税同盟（CU）の形成によって、域内の生産特化（specialization）、価格の低下、生産効率のアップ、市場拡大などが可能になるとして経済統合の利点を強調している。

参考：<<http://www.gcc-sg.org/eng/index1856.html?action=Sec-Show&ID=413>>

11 国営企業と王族企業の区別は困難である。

12 World Bank（Oct. 2010）” Economic Integration in the GCC “p.24

閣僚会議¹³で、貿易円滑化協定、農業の一部、および開発の3分野（バリ合意）が採択された。ドーハ・ラウンドでは当初、農業、NAMA（非農産品市場アクセス）、環境、知的財産権、開発、サービス、貿易ルールの7分野を一括受諾（single undertaking）によって成立させる方針であった。2004年に新たな交渉分野として「貿易円滑化」が追加されたものの、2008年にドーハ・ラウンドが決裂した。その後2014年に貿易円滑化のみがWTO設立（1995年）以来初めてのマルチの協定（「貿易円滑化協定」）として成立した。このことは、国々が従来の一括受諾（single undertaking）とは異なるやり方を選択したことが示唆される¹⁴。

他方、FTAや関税同盟などの地域貿易協定（RTA: Regional Trade Agreement）は、WTOの多数国間交渉に比べて、2国間や複数国間交渉の方が短期間に締結が可能なため今後も増加する可能性はある。

WTO加盟国（2015年4月現在161カ国）が締結するRTAは、それが発効する前後にWTO事務局へ報告され、データベース化されてWEBサイト上で公開されている。

WTOのデータベースでは、RTAを4つのタイプ、すなわちFTA（Free Trade Agreement: 自由貿易協定）、CU（Customs Union: 関税同盟）、EIA（Economic Integration Agreement: 経済統合協定）、およびPSA（Partial Scope Agreement: 部分自由化協定）に分けて公開している。なお、PSAのPartial Scope（部分的領域）は、WTO協定文に明確な定義がなく、一般には財（goods）のみをカバーする自由化率の低い途上国による地域協定という意味で用いられている（後述）¹⁵。例えば、南米で1981年に発効したラテンアメリカ統合連合（ALADI）はアルゼンチン、ブラジル、メキシコ、キューバなど計13カ国からなるPSAであり、GATT第24条に規定される自由貿易協定には該当しないものの、域内の市場統

13 WTO閣僚会議は、マラケシュ協定の第4条に「少なくとも2年に1回開催する」(shall meet at least once every two years)とあるが、第1回第(1996年)、第2回(1998年)、第3回(1999年)、第4回(2001年)、第5回(2003年)、第6回(2005年)、第7回(2009年)、第8回(2011年)、第9回(2013年)とあるように、第3回目のシアトル閣僚会議はドーハラウンドの立上げを急ぐ機運があったため、先回から1年早く開催され、第7回目のジュネーブ閣僚会議は逆にドーハラウンドの終結が見えないため前回から4年目に開催された。

14 WTO加盟国間で一括受諾（single undertaking）の厳密な定義はなされていない。

15 FTAは Paragraph 8 (b) of Article XXIV of GATT 1994、関税同盟は Paragraph 8 (a) of Article XXIV of GATT 1994、経済統合協定（EIA）は; Article V of GATS、PSは paragraph 4 (a) of the Enabling Clause. にそれぞれ定められている。

http://rtais.wto.org/UserGuide/RTAIS_USER_GUIDE_EN.html#_Toc201649637

合を目指す点では FTA と同じである（自由度の低い経済補完協定とも称される）。

地域統合の基本原則を定めた GATT 第 24 条のタイトルは「Territorial Application — Frontier Traffic — Customs Unions and Free-trade Areas」とあり「関税同盟」(Customs Union) と「自由貿易地域」(free trade area) のみが併記されている¹⁶。これは GATT 発効の数年前、1944 年に（ベルギー、ルクセンブルグ、オランダの 3 カ国による）ベネルクス関税同盟が締結されたことなど当時の地域統合の現状に依るものと推察される。

WTO 協定上、国々（先進国間又は先進国・開発途上国間）が物品貿易に関する地域貿易協定を締結する場合は、GATT 第 24 条に基づき、関税その他の制限的通商規則を「実質上のすべての貿易 (substantially all the trade)」について「妥当な期間内 (within a reasonable length of time)」に撤廃 (eliminated) し、また域外国に対し関税その他の貿易障壁を高めてはならないとされている¹⁷。

FTA 又は関税同盟の結成が WTO 事務局に通報された時点では、GATT 第 24 条の諸条件を完全に満たしてなくとも、FTA または関税同盟として WTO のデータベースにカウントされるケースが散見される。このことは、通報された地域統合が WTO ルール整合的かどうかを審査する体制が、WTO 側に備わっていないことを示唆している。世界銀行 (2014) は、GCC を中東・北アフリカ地域における最も先進的な地域統合であり、途上国の中で最も野心的と評している¹⁸。

他方、GCC が GATT/WTO で定める関税同盟と厳密には異なるとする見方もある¹⁹。というのも、本来の関税同盟の必須条件は全ての加盟国に対して一律に域外共通関税を適用することであるのに、GCC ではそれが堅持されていないからである。途上国が締結する関税同盟には、この GCC のケースと同様の特徴が見られる。

16 Viner (1950) は貿易創出 (trade creation) と貿易転換 (trade diversion) の概念を用い、関税同盟の効果を説明している。

17 上野麻子 (2007) 『GATT 第 24 条の規律明確化に与える示唆』REITI (経済産業研究所)

18 World Bank (2014) は、GCC が中東・北アフリカにおける最も野心的な地域統合と評している。The GCC is the most advanced example of sub-regional integration in the MENA region, and its objectives are among the most ambitious in the developing world.
参考: World Bank (October 2010) "Economic Integration in the GCC"
<<http://documents.worldbank.org/curated/en/2010/10/12915910/economic-integration>>
[access:28 Jun 2014]

19 WCO (世界税関機構) 上級スタッフへのヒアリングによる (2014 年 11 月)

図表- 4 WTO に通報された地域統合協定の数

	授権条項	GATS第5条	GATT第24条	合計
関税同盟(Customs Union :CU)	8		10	18
既存の関税同盟への新規加入	1		7	8
経済統合協定(EIA) -		113		113
既存の経済統合協定(EIA)への新規加入		4		4
自由貿易協定(FTA)	13		205	218
既存のFTAへの新規加入			1	1
部分自由貿易協定(PSA)	14			14
部分自由貿易協定への新規加入	1			1
総計	37	117	223	377

注) WTOに通報されたRTAは、(a) 財 (good) の自由化のみを定めたもの、(b) 財とサービスの両方の自由化を定めたものの二つに大別される。WTO協定上、サービスの自由化のみを定めたRTAは、EEA (European Economic Area、1996年9月13日発効) のみである (2014年12月現在)。既存の地域統合に新メンバー国が追加された場合も統計上は、別の新たなRTAとカウントされている。この総計は14 (=8+4+1+1)。関税同盟も含む全てのRTAの大まかな実数は251 [=377-(113+14)+1] となる。WTOの公式計算値 (推計) は255となっている。上表はWTO databaseを参考に筆者作成 (2014年2月現在、本文のデータとは必ずしも一致しない)。

授権条項 : enabling clause

経済統合協定 : Economic Integration Agreement

部分自由貿易協定 : Partial Scope Agreement

<GATS 第 5 条による FTA>

WTO に通報されて既に発効済みのおよそ 400 近い FTA の中で、WTO の GATS (サービス貿易協定) 第 5 条の EIA (経済統合協定) を根拠規定とする FTA は、唯一 EEA (European Economic Area:欧州経済領域) だけである。EEA は、EFTA (European Free Trade Association:欧州自由貿易連合) と EU (欧州連合) と間で締結された。EFTA は、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタインの 4 カ国から構成される FTA だが、うちスイスだけは国民投票で EEA への参加を否決した。EEA は、1992 年 5 月 2 日に調印され、1994 年 1 月 1 日に発効と同時に完成している (履行期間はゼロ) ²⁰。

一般に先進国の地域統合は、GATT 第 24 条の FTA と GATS 第 5 条の EIA の 2 つの条件を同時に満たしたのものとして WTO 事務局へ通報されている。だがこの EEA (欧州経済領域) は後者の条件のみを満たした地域統合として WTO に通報されている。これはどのように解釈すべきであろうか。

20 EEA は、GAT 第 5 条を根拠規定に 1994 年 1 月 1 日に発効した。サービス分野を対象とし、WTO の経済統合の中では (2015 年 8 月時点で) 唯一の EIA (経済統合協定) の形態 (type) をとっている。
<<http://rtais.wto.org/UI/PublicMaintainRTAHome.aspx>>

GATS 第 5 条は、サービス貿易の域内自由化のみを定めているのではなく、「サービスに関連する相当の分野 (substantial sectoral coverage) の自由化」につき定めていることから、その名称が「経済統合協定」(Economic Integration Agreement) と呼称されるものである。たしかに EEA (欧州経済領域) 協定の第 1 条には、域内における自由移動の対象を、財 (goods)、人 (persons)、サービス (services)、資本 (capital) と定めている。

つまり、国々が財とサービスの 2 つの分野の自由化を目的とした地域統合を締結する場合、通常は、財の自由化を定める GATT 第 24 条の FTA と、サービスの自由化を定める GATS 第 5 条の EIA の両者を満たした上で WTO 事務局に通報するのが一般的なのだが、厳密には後者 (GATS 第 5 条の EIA) の中で「財の自由化」も定めているので、財とサービス両方の域内自由化を目的とした場合であっても、後者の条件を満たした地域統合として通報すれば良い。今後の先進国間の地域統合では、EEA のようなケースが現れる可能性はある。逆に、サービスを含まずに財 (goods) の自由化のみを締結する地域統合であれば、前者 (GATT 第 24 条の FTA) の条件を満たしたものとして通報すれば良いことになる²¹。途上国による地域統合の多くが、このケースに該当する。

4. 関税同盟の動機

国々が関税同盟を形成しようとする動機は、国家間の地理的条件や歴史的背景、あるいは宗教・文化的な背景によっても異なるが、敢えて大別すれば次の三つになる。

第一は、過去より、経済的な相互依存関係が強かった国々が、関税同盟を形成することで以前の依存関係を回復させる動きがきっかけとなるケースである。例えば、1991年12月のソビエト連邦崩壊の直後に、ロシアを核とする国々は、独立した国家体制に互いに干渉しない緩やかな組織体として CIS (Commonwealth of Independent States: 独立国家共同体)²²を形成した。さらに、1995年1月にはこれをベースに関税同盟に近い統合が行われたが不完全なままであった。その後2000年10月には「ユーラシア経済共同体」(EAEC)²³へ

21 元来、サービスの貿易は、財 (goods) の貿易自由化と同時かその後に自由化できるものとの認識が一般的である。

22 CIS は、当初、バルト 3 国を除く 12 カ国 (ロシア、ウクライナ、ベラルーシ、カザフスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギスタン、グルジア、アルメニア、アゼルバイジャン、モルドバ) で構成されたが、その後にウクライナ、トルクメニスタン、モルドバは加盟国としての義務がない準加盟扱いに後退し、2008 年のグルジア戦争後にはグルジアが正式に脱退した。よって現在の CIS 正式加盟国は 8 カ国である。参考：小泉愁 (2011)

23 ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、タジキスタン、キルギスタンの 5 カ国。

発展し、2015年1月には関税同盟としてのユーラシア経済連合（EEU）へ移行した（詳細は後述）。

第二は、中南米やアフリカ諸国のように、欧米の植民地政策によって一時的に分断されていた国々が、地理的な隣接国家間での往来が自由な一つのグループを形成することで、域内の貿易自由化および域外諸国との戦略的互惠関係の強化を図るケースである²⁴。

第三は、周辺国からの思想的または政治的な圧力から防御する必要から、国々が一つのグループを形成し、これが関税同盟に変化してゆくケースである。GCCは1970年代後半に起きた「民主化とイスラム教崇拜」をかかげたイラン革命およびその後の湾岸戦争などへの対応策が契機となって形成された一面がある（詳細は後述）²⁵。アジアでも1960年代当時の中国の共産主義勢力の影響が自国に及ぶのを防ぐために（関税同盟ではないが）ASEANの原型が生まれた。

以上のように、国々が関税同盟を形成する動機は様々であり、一つとは限らない上に、EUのように、独仏の対立によって第一次・第二次大戦が勃発したことへの反省から、石炭に代表される鉱物資源の共同利用と国家間の融合を理念に掲げてスタートした関税同盟もある。しかし、いずれの場合にも共通するのは、「関税同盟」が地理的に隣接する国々の間で形成されるのが常態ということである。

いったん関税同盟が締結されれば、その中の1カ国だけが域外諸国とFTAを締結することは制度上困難になる。よって、関税同盟に加盟した国はそれ以降、自由にFTAを締結できないというデメリットを抱えることになる。逆に、FTA加盟国が関税同盟に新規加入する場合には、当該FTAから脱退または当該FTA自体を破棄する必要がある（南米でベネズエラが関税同盟「メルコスール」に加盟する際、既存のFTAメンバーの資格を全て放棄したことはその一例と見ることができる。後述）。

24 メルコスール（南米南部共同市場）は、加盟国間の域内関税撤廃と域外共通関税の設置によってEU型の域内自由貿易を目指し1995年に発足。ただし、域外共通関税は未完成。現行加盟国はアルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラの5カ国。加盟国の数は、アンデス共同体（ボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルー）と相互に準加盟国の関係を維持しているため今後、増加する可能性もある。

25 英国BBC（2012年2月15日）は、イラン革命およびイラン・イラク戦争の影響から自国を守るために中東6カ国が、1981年4月にGCCを形成したと伝えている。”The GCC was formed in May 1981 against the backdrop of the Islamic revolution in Iran and the Iraq-Iran war.”http://news.bbc.co.uk/2/hi/middle_east/country[access:4/May/2014]

5. 関税同盟の利点

FTA を形成した国々は、当該 FTA の域内加盟国の中で域外製品の輸入が輸入関税の最も低い国に集中するのを避けるために、全ての加盟国に共通の域外関税、すなわち共通域外関税 (CET) を設ける場合がある。これを FTA が進化した次の段階と見做して、関税同盟 (Customs Union: CU) と呼んでいる。つまり FTA が関税同盟に移行したか否かは、国々の政治的な結束の意図の有無にかかわらず、共通域外関税 (CET) の設置が完了したか否かで判断される。

途上国が関税同盟を形成する利点は、一国のみでは政治経済的な影響力の弱い国々が協調して共通域外関税を含む通商政策をとることで、市場規模の大きな先進国や途上国に対して、より戦略的に行動できる点にあると言われる。

旧ソ連崩壊の直後 (1991 年 12 月) に、バルト 3 国を除くロシアを中心する旧ソ連邦諸国 (12 カ国) が形成した CIS (独立国家共同体) が次第に形骸化していく中、ベラルーシ、カザフスタン、タジキスタン、キルギスタン、およびロシアの 5 カ国が、将来の関税同盟の形成を目標に 2000 年 10 月 10 日に締結した「ユーラシア経済共同体」(EAEC: Eurasian Economic Community) ²⁶には、2006 年にウズベキスタンも参加した。2007 年 10 月 6 日になると、同共同体のロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 カ国が関税同盟を設立するための条約を締結し、2010 年 1 月 1 日にはこれら 3 カ国による関税同盟が発効した。同 7 月 1 日には「税関基本法」のもとで共通域外関税が導入され、翌年の 2011 年 7 月 1 日には、3 カ国間の国境税関が廃止された ²⁷。これら 3 カ国のユーラシア経済共同体をさらに発展させた“ユーラシア経済連合” (EEU) が 2015 年 1 月 1 日に発足した (すでに 2010 年に同じロシア、ベラルーシ、カザフスタン ²⁸の 3 カ国で関税同盟を締結したことから、EEU は、いわば「関税同盟プラス」と呼び得る) ²⁹。

26 ユーラシア経済共同体は、2015 年 1 月 1 日、EEU (ユーラシア経済連合) へ実質的に移行した。

27 廣瀬陽子 (2012) 「第 6 章:ユーラシア統合の理想と現実」『地域統合の現在と未来』日本国際問題研究所

28 2015 年 9 月現在、WTO 未加盟国であるカザフスタンは、WTO への加盟申請がほぼ受理される段階にある。WTO 加盟交渉で、カザフスタンは関税同盟 (ユーラシア経済連合) に加盟した後に WTO へ加盟することになるため、審議に要する時間が通常よりも長くかかった。

WTO (WT/ACC/KAZ/94 13 July 2015) ACCESSION OF KAZAKHSTAN.
file:///Users/iwatan/Downloads/KAZ94%20 (1) .pdf

29 ロシアの声 (2014 年 6 月 28 日) http://japanese.ruvr.ru/2014_06_01/273032931/ [access:28/June/2014]

旧 CIS 中の親ロシア諸国がユーラシア経済連合へ移行した背景には、EU との間にゲーム理論で言う「戦略的互惠関係」を構築したいロシアの意図があったと推察される（後述）³⁰。

6. FTA と関税同盟は共存できるか

一般論で言えば、同じ国が複数国との間で「FTA」と「関税同盟」を同時に併存させることは不可能である。なぜなら、GATT 第 24 条の下で「FTA」は加盟国との間の関税を撤廃することが必須の条件であるのに対して、「関税同盟」の必須の条件は、非加盟国との間に共通域外関税（CET）を設定することだからだ。

下図のように、それぞれが輸入関税を維持している ABC の 3 カ国からなる世界を想定する。今、A・B 両国間で相互の貿易を活発にするために関税同盟（CU）が結成されたならば、両国の域内関税は撤廃され、C 国に対しては共通域外関税（CET）が設定されることになる。このとき、A 国が域外の C 国と自由貿易協定を締結すれば、A・C 両国間の関税が撤廃されるので、当初に締結された A・B 両国間の関税同盟（域内貿易の拡大）の意義は失われてしまう。

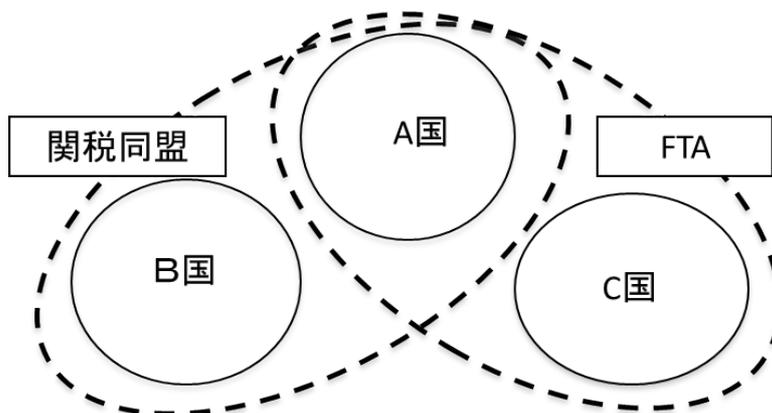
ただし、上図で、AB 両国の「関税同盟」が財（goods）だけの域内貿易自由化を定めた協定であって、AC 両国の「FTA」が（WTO サービス貿易協定が定める EIA ではなく）、単にサービス（services）だけの域内貿易自由化を定めた協定ならば、A 国が関税同盟と FTA の二つに同時に加盟することは、短期的には可能である。ここで「短期的」と記したのは、関税同盟も FTA も「長期的」には、財・サービスの両方の域内自由化を目指す地域統合であるはずだからだ。その段階になれば、冒頭で述べたように理論上は FTA と関税同盟を両立させることは困難である。

30 ウクライナは、EAEC のオブザーバー国である。2014 年 6 月、EU は、ウクライナ、グルジア、モルドバの 3 カ国がロシアを中心とする旧ソ連の経済圏に組み込まれるのを防ぐために、これら三カ国との FTA または EU 加盟を早期に進める姿勢を表明した。これに対して、ロシアのラブロフ外相は 6 月 25 日、ロシアの自由貿易圏に悪影響が及ぶなら「絶対に保護的な対策を取る」と述べ、協定に署名した国に関税の引き上げなどの対抗措置をとる可能性に触れた（2014 年 6 月 27 日、日経新聞）。

7. 関税同盟と FTA の組み合わせ

<2国間FTA>

図表-5 関税同盟(CU)と自由貿易協定(FTA)は両立しない



注) 今ABC3カ国で構成される世界において、ABの2国が「関税同盟」を締結すれば、両国の域内関税は撤廃され、域外に対しては共通域外関税 (CET) が設置される。その結果、AB両国がC国との間で行っていた既存貿易の一部は、域内のAB間の貿易に切り替わり (貿易転換効果)、AB間の新たな貿易も創出される (貿易創出効果)。これらは共通域外関税が設置されたことに依って生じる。

このとき、ACの2国が「FTA」を締結すれば、両国間の関税は撤廃される。当初に締結されたAB国間の関税同盟の共通域外関税の効果 (貿易転換効果と貿易創出効果) は弱体化し、B国が最も不利益をこうむる。よって、関税同盟を締結しようとする国々は、事前にFTAまたはそれと同等の地域統合の締結を禁じる規定を盛り込む必要がある。上図は筆者作成。

地域統合 (RTA) の最も単純な構図は、2 国間で締結される FTA であり、WTO 加盟 161 カ国の大半の国々が締結しているのが 2 国間 FTA である。WTO 加盟国 (161 カ国) の中で、唯一 FTA の未締結国であったモンゴルは、2016 年春にも日本との間で FTA (日モ EPA) を発効の予定である³¹。

我国は、2002 (平成 14) 年 11 月末にシンガポールとの間で発効した FTA (JSEPA) など 14 カ国・地域との FTA (日本政府は EPA と呼称) を発効させている。2008 年 12 月に締結された日本と ASEAN の FTA は、東南アジア 10 カ国の国々で構成される ASEAN 諸国と我国が締結した複数国グループとの FTA であった。欧州 28 カ国から構成される EU (欧州連合) は、関税同盟の利点を生かして域外の多くの国々との間で個別に FTA を締結している。

31 日本側は 2015 年 3 月に「日モ EPA」の国会承認を得て、モンゴル政府側も 5 月には国会承認を得ていた。しかし、日本政府が以前よりモンゴル側に是正を求めていたアルコール飲料への差別的な内国税率の調整に時間がかかり EPA 発効予定が 2016 年春に延びた。

<関税同盟&関税同盟>

我国の FTA (=EPA) にも見られるように、一般的に FTA は独立した国家または（例えば ASEAN のような）国家グループとの間で形成される場合が多い。しかし昨今の FTA にはそらと異なるタイプが散見される。

例えば、EU とメルコスールの FTA 交渉³²、EU と GCC の FTA 交渉のように関税同盟（Customs Union）同士で FTA を形成しようとする動きがある（ただし 2015 年 8 月現在、これら 2 つの交渉はいずれも交渉継続中または交渉が中断されたままである）。

EU と GCC の FTA 交渉は、両者ともに FTA を重要視しているにもかかわらず、交渉は 1990 年からスタートし 2009 年 4 月までの約 9 年間に 20 回交渉されたが、2014 年現在も、交渉は中断したままである。EU とメルコスールの場合も 2000 年 4 月から交渉がスタートし、交渉期限とされた 2004 年 10 月までの 4 年余りの期間に 16 回も交渉が行われたにもかかわらず、2015 年現在、交渉は中断したままである。

これは特に途上国の関税同盟には、EU における全加盟国の上位機関となる最高協議機関としての「欧州理事会」（European Council）、意志決定機関としての「EU 理事会」さらに執行機関としての「欧州委員会」のような超国家機関が存在しないためと見られる。

例えば、GCC には EU のやや類似した組織としては GCC 加盟 6 カ国の首長から構成される GCC の最高意思決定機構である「最高理事会」（Supreme Council）があるものの³³、同機構は、6 カ国の外相からなる「閣僚理事会」（Ministerial Council）で作成された議題について検討する組織であり、それら二つの組織の運営は GCC 事務局（Secretariat General）が行い、最高理事会で決定された事項の執行も事務局が行うとされる。ただし、最高理事会では自国の利益を優先しがちな 6 カ国の首長が一同に会しての全会一致が原則となっているため、いずれの国にも損失とならない議題以外は、合意が得られ難い仕組みになっている（「手続き」に関する議題は最高理事会で三分の二の賛成があれば議決される）

32 MERCOSUR 域内の加盟国間の対立がありコンセンサスが得られないこと、および EU の特にフランスとアイルランドは MERCOSUR 産の安い農産物が流入することで自国内の農業に損害がでる懸念等の理由で、交渉は進展していない。
<http://blogs.blouinnews.com/blouinbeatbusiness/2015/02/18/mercosur-in-disarray-fta-with-e-u-unlikely/#respond> > [26/May/2015 access]

33 <http://www.gcc-sg.org/eng/indexfc7a.html>
GCC の憲章（charter）である COOPERATION COUNCIL FOR THE ARAB STATES OF THE GULF の第 6 条および第 9 条によれば、GCC 6 カ国の 1 国 1 票による議決権の下で、重要な議題は全会一致でなければ可決されない。

34. GCC事務局は、GCC6カ国のいずれの国からも独立しているため、表面上はEUの欧州委員会（European Commission）の位置づけに近いとも言われる。

メルコスールは³⁵、FTA形成の必須条件となる「域内関税の撤廃」と、関税同盟の必須条件である「共通域外関税の設置」をほぼ同時期（1995年1月）に実施したために、厳密にはFTA形成プロセスの段階を経ずに一気に関税同盟の段階へ進んだケースと言える。2015年9月現在、南米で実質的な関税同盟と呼べるものは、メルコスールのみである³⁶。

メルコスールは、2012年6月のメルコスール特別首脳会合で、ベネズエラを5番目の正式な加盟国として受入れることを決定した（厳密にはパラグアイからの承認が得られた2013年12月18日に加盟）。ベネズエラはそれまで諸外国との間に締結していた全てのFTAを撤廃してメルコスールへ加盟した³⁷。ちなみに、ベネズエラは石油産出国であるため、同じメルコスール加盟国のブラジル・アルゼンチンにはエネルギー資源の確保が容易になるという経済的利益が期待される。

最近、メルコスールの加盟国であるブラジルは、日本とのFTA交渉を提案したとされるが、そうなれば関税同盟としてのメルコスールの貿易効果が損なわれる恐れがある。

2011年4月に設立されたチリ、コロンビア、メキシコ、ペルーの4カ国によって設立された太平洋同盟そして、名目上は関税同盟となっているが共通域外関税が機能していないアンデス共同体（1996年設立）、これらを含め、南米の地域統合は（関税同盟としてのメルコスールを除けば）いずれもFTAとしては機能していると見られる。

34 Mahmoed Abdulghaar and Omar Al-Ubaydli and Omar Mahmoed (19 April 2014) "The Malfunctioning of the Gulf Cooperation Council Single Market: Features, Causes and Remedies" MPRA Paper No. 55413, Middle Eastern Finance and Economics, pp.59-62.

35 1995年1月より域内関税が原則として撤廃され、全品目の約85%にあたる約9000品目に共通域外関税（0～20%）が適用されたものの、共通域外関税の例外としてブラジルが乗用車の輸入に数量制限を設けるなどの措置が維持されている。

参考:JETRO<<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2013/pdf/2013-mer.pdf>> [access:19/August/2014]

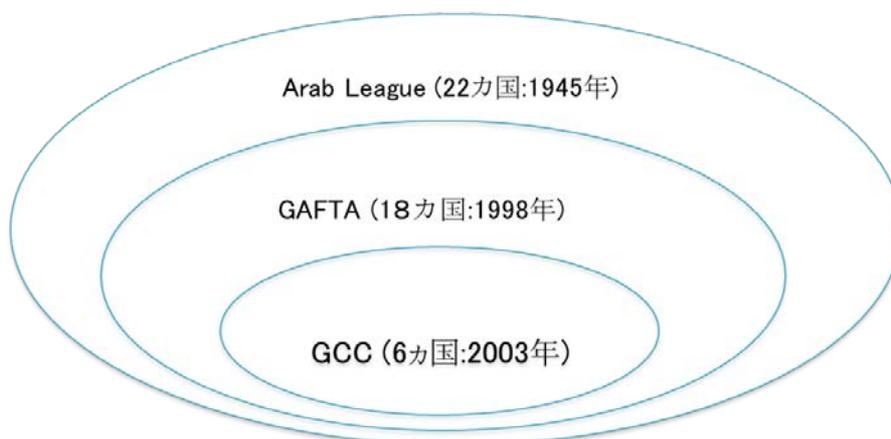
36 メルコスールでは、特にブラジルがメキシコからの完成車の輸入数量制限を実施しており、最近になってこの輸入数量枠をさらに狭める措置をとっている。これは、表向きメルコスールの域外共通関税は維持されるものの、メキシコのみが独自に自動車だけの輸入制限を行える例外規定があるためである。

37 故チャベス大統領のもとで反米国家と称されるベネズエラは、従来よりメルコスールへの加盟を希望していたがパラグアイの反対があり加盟できなかった。ところがパラグアイ議会が正常に機能したことで、メルコスール協定の定める「民主主義の規範」に逸脱したとして一時的にパラグアイの加盟権限が停止された。ベネズエラはこの間に、メルコスールに5番目の国として加盟した。

<FTA 中での関税同盟の形成>

1945年にアラブ民族主義の推進と各国の主権維持の目的で（エジプトを含む）中東・北アフリカの国々が緩やかな政治的集合体としてアラブ連盟（LAS）を結成した。当初、アラブ連盟はエジプト、イラク、ヨルダン、レバノン、サウジアラビア、シリアの6カ国で構成されたが、その後に参加国が増え、1993年には（GCC6カ国を含む）22カ国となった。このアラブ連盟（22カ国）を母体に、その中の18カ国で1998年1月に発効したのが大アラブ自由貿易地域（GAFTA）であり、WTOではPAFTA（Pan-Arab Free Trade Area）の標記で登録されている³⁸。GAFTAは1998年から域内関税率を段階的に引下げ、2005年からは域内関税は全て撤廃されたことになっているが、奇妙なことに、2003年にはその中のGCC6カ国が関税同盟を発効させ、共通域外関税を5%に設定した。これは、前者（GAFTA：大アラブ自由貿易地域）の域内関税撤廃が不完全な状態であったためと推察される。

図表-6 既存 FTA の中に関税同盟が創設されるケース



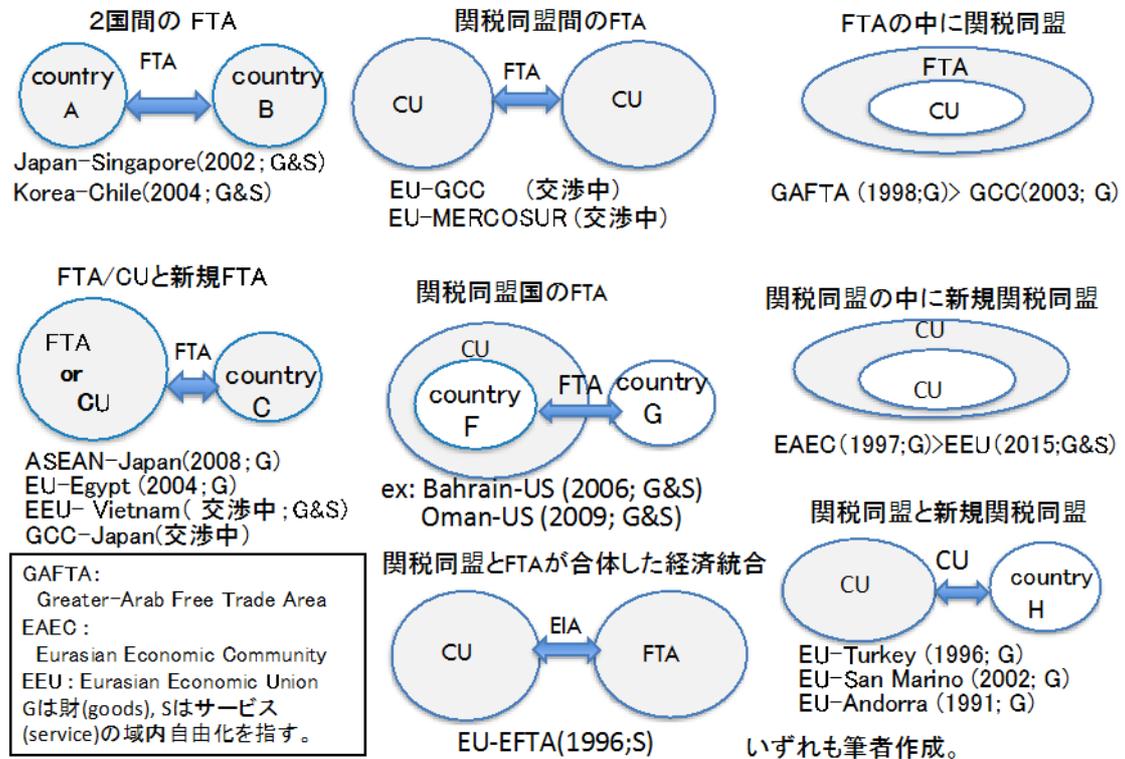
注) Arab leagueは、1945年に22カ国の緩やかな集合体として発効。GAFTA（Greater-Arab Free Trade Area）は1997年に調印、1998年にFTAとして発効したが、実際には域内18カ国の関税撤廃は未完成のままである。GAFTAの加盟18カ国中、スーダン、イラク、リビア、シリアは、2014年現在WTO未加盟。

GAFTA加盟18カ国のうち6カ国は、2003年にGCC関税同盟を発効させた。GAFTAの原産地規則の条件は40%の付加価値基準のみだが、GCCの原産地規則の条件は、40%の付加価値基準に加えて「現地製造企業の資本51%以上をGCC域内国民が保有すること」が加わっている。GCC加盟国のオマーンとバーレーンは個別に米国とFTAを締結済みで、その際の原産地規則は35%の付加価値基準となっている。上図は筆者作成。

38 GAFTA の主な目的は、域内 18 カ国の関税・非関税障壁を段階的に撤廃することであったが、同じ GAFTA の中で GCC 諸国とそれ以外の国々との間の非関税障壁が存在した。

参考<<http://siteresources.worldbank.org/INTMENA/Resources/GCCStudyweb.pdf>>p.19

図表-7 多様化する地域統合の形態



< 関税同盟の飛び地 >

EUは、財 (goods) だけの分野で、トルコ、サンマリノ、アンドーラの3カ国と個別に3つの関税同盟 (CU) を締結している (EU とサンマリノの関税同盟は、石炭と鉄鋼製品を除く全ての財の関税を撤廃)。これらの関税同盟はいずれも EU から見て相手国の経済規模が小さく政治経済的な影響力が少ないこと、およびこれら3カ国から見れば EU という巨大な市場に輸出ができるというメリットがあるために、双方の利害が一致する形の関税同盟ということになる。EU とトルコ間の関税同盟 (1995年) では、未加工の農産物が CET の対象から除外されている。これは EU 側がトルコ産農産物の輸入から域内農業を守るためではなく、逆にトルコの農業を保護するためにトルコ側の要請に基づいてとられた措置と考えられる。これは 2011年時点のトルコの全世界に対する農産物輸入関税が平均 41.7%、EU のそれが 13.9%であることから容易に推察される³⁹。

39 World Bank (28 March 2014) Evaluation of the EU-TURKEY Customs Union (Report No. 85830-TR) p.63,para 130

<関税同盟国による域外 FTA>

いったん関税同盟に加わった国は、理論上、新たに FTA を締結することも、既存の FTA に加盟することもないはずである。だが、中東の関税同盟である GCC には、それと異なる現象が見られる。

2003 年、当時の米国ブッシュ政権は、政治的な国家安全保障を目的とした中東 FTA 戦略 (MEFTA) を提唱し、中東の幾つかの国々と二国間 FTA を締結した⁴⁰。

2003 年 5 月、当時の米国ブッシュ (George W Bush) 政権は、中東との地域統合ブロック「米・中東 FTA」(US-Middle East Free Trade Area: 以下 MEFTA) を形成する戦略をスタートさせた。これは米国が過去にとった ASEAN との FTA 締結構想に似たもので、WTO 体制の下では十分にルール化できなかった 2 国間投資協定 (investment agreement) を含む自由貿易協定の締結を目指したものであり、経済的な貿易利益の確保よりも、むしろ当該地域との安全保障 (security) を確保することにあつた。

中東 6 カ国から成る GCC は、2003 年に関税同盟として発効した後、移行期間を経て 2007 年末に関税同盟が完成した旨、WTO へ通報した。しかし、同じ GCC 加盟国のバーレーンは 2006 年 1 月 11 日、同オマーンは 2009 年 1 月 1 日に、それぞれ米国との間で財・サービスの自由化を定めた FTA を発効させている。いずれも原産地規則は、35% の付加価値基準を用いている。つまり中東の近隣諸国は、当該製品の付加価値で 35% 以上をオマーンかバーレーンいずれかの国で生産すれば、当該製品を米国向けには無関税で輸出でき、逆に米国企業は付加価値の 35% が米国産であれば、米国からオマーンとバーレーンに輸出できる。米国以外の国からオマーンとバーレーンを含む GCC 諸国へ輸出する場合は、GCC が定める 40% 付加価値基準をクリアせねばならない。GCC への輸出では明らかに米国産のみが有利に

40 2003 年の共和党ブッシュ (George W Bush) 政権は、2013 年までに米国と中東 17 カ国を一つの自由貿易圏にまとめあげる戦略 MEFTA (The US-Middle East Free Trade Area) を策定した。これは貿易利益よりも同地域との安全保障の強化を目的としたもので、先に EU が掲げた GCC (湾岸協力理事會) を含む中東諸国との FTA 締結をめざした EMFTA に対抗するものだった。米国の MEFTA の対象国は、アルジェリア、バーレーン、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、クウェート、レバノン、リビア、モロッコ、オマーン、カタール、サウジアラビア、シリア、チュニジア、エーメンの 17 カ国であったが結局、米国との 2 国間 FTA を締結したのは、バーレーン (2006 年, G & S)、モロッコ (2006 年, G & S)、オマーン (2009 年, G & S) の 3 カ国に過ぎなかった (G は財の自由化、S はサービスの自由化を指す)。なお当時すでに米国はヨルダン (2001 年, G & S) とイスラエル (1985 年, G) の間で 2 国間 FTA を締結済みであった。2009 年 1 月にスタートした民主党オバマ政権は、共和党の MEFTA 戦略を継承しなかった。
参考 <<https://ustr.gov/trade-agreements/middle-east-free-trade-area> [access:17/April/2015]

なっている。このことによって、GCCが当初に期待していた域外諸国との戦略的交渉のメリットが弱体化された可能性がある⁴¹。

8. 途上国の共通域外関税（CET）

バラッサ・モデルで言う FTA の上位段階とされる「関税同盟」が、WTO 整合的と見做されるための最低条件は、域内関税を原則 10 年以内に「実質的」に撤廃することに加え、共通域外関税（common external tariff :CET）を設けることとされる（ASEAN は 2015 年中に域内の関税を全て撤廃して ASEAN 経済共同体へ発展することが確実視されているが、ASEAN 自体は関税同盟を目指していないために、共通域外関税は存在しない）。

FTA の下では、域外輸入関税が最も低い FTA 加盟国を経由して、域外産品が FTA 域内へ流入する。つまり、輸入関税が最も低い FTA 加盟国の貿易扱い高が理論上は最も大きくなる。これを防ぐためには、全ての加盟国が域外産品に対して同一の関税、すなわち域外共通関税を設ける必要がある。

メルコスールの共通域外関税は、全ての品目に適用されている訳ではなく、自動車や砂糖の部門は例外とされている。さらにメルコスールでは、加盟国が一時的に CET の税率から逸脱することが認められており、メルコスール加盟国のアルゼンチンは、ペソ危機（2002 年）に際して、国内の穀物を含む多くの消費財の関税率を 35%に引き上げ、資本財の輸入関税をゼロにした。中南米のカリブ共同体（CARICOM: カリコム）は、15 の国々による関税同盟として 2003 年に発効し、2015 年までに域内の市場統合を目指している。また、1995 年に EU とトルコの間で締結された関税同盟では、未加工の農産物および石炭・鉄鋼は、CET の対象から除外されている⁴²。

2015年に締結されたロシアを中心とするユーラシア経済連合（EEU）の共通域外関税は基本的にロシアが設けていた輸入関税をベースにするため、品目によってはベラルーシやカザフスタン（両国とも2015年8月現在WTO未加盟国）の輸入関税が引き上がることになる。これによって貿易上の損害を被る域外国に対してWTO協定上の補償措置が必要になる可能性が指摘されている⁴³。

41 当時の中東 GCC は、米国との安全保障上の関係強化を優先せざるを得ない状況にあったと推察される。

42 http://www.iss.europa.eu/uploads/media/Brief_11_Eurasian_Union.pdf p.2 ,para6

43 ロシアが行った 2011 年以降の EEU 創設を目指して行った輸入関税引き上げによって隣接の EEU 非加盟国からの輸入が激減した。例えばアゼルバイジャンからの輸入は 1.4%、キルギスタンからの輸入

9. 関税同盟の数は増えるか

<加盟国の独自行動が許されない関税同盟>

制度的に見れば、いったん関税同盟を形成した国々は、それ以降、同じ域内で個々に FTA を形成することはあり得ない。例えば、単純な ABC の 3 カ国だけの世界を想定したとき、最大「AB」、「AC」、「BC」の三つの FTA を形成することが可能である。しかしこれら 3 カ国が統合されて一つの関税同盟を形成すれば、もはやそれら 3 カ国が域内で FTA を締結することはあり得ないし、それら ABC の国々が個別に域外の国々と新たに FTA を締結することもあり得ない。これは GATT 第 24 条で、「共通域外関税」を加盟国全てに等しく受入れるよう求めているためでもある（GATT 第 24 条 8 項 (ii) を参照）。

もし、関税同盟のメンバー国が域外の国との間で FTA を形成する必要性に迫られた場合は、「関税同盟」という一つのグループの下で FTA を結ぶしかない。例えば、EU（欧州連合）は一体になって、域外の国々とそれぞれに FTA を締結している。

上で述べたように、関税同盟が一つ形成されれば、その数を上回る“FTA 形成の機会”が消滅することになり、加盟国の数が多い大規模な関税同盟が形成されるほど、FTA 形成の機会は激減する。

<関税同盟の加盟国>

GATT 発足以来より関税同盟の累積数は 2015 年 8 月現在、僅か 18 本に過ぎない（図表参照）。筆者の推計では、18 本全ての関税同盟に加盟する国々の総数は 125 カ国である。これは WTO 加盟国の総数 161 カ国のうち約 78%の国々が、いずれかの関税同盟に加盟しており、それら 125 カ国は単独では FTA に加盟することも新設もできないことを意味する（関税同盟というグループとしては可能）。

しかもそれら関税同盟の半数以上は、2000 年以降に締結されたものであり、ロシア主導の EEU（後述）を除けば主にアフリカ大陸および中東の国々によって形成されている（南米の関税同盟「メルコスール」は 1995 年に発足）。関税同盟は域内全体の貿易利益の維持・拡大を目指すものであるため、一旦、関税同盟のメンバーとなった国が、個別に FTA を締結することは域内に利益の不均衡を生み出すため困難である。ただし、地域の政治的な安

は 33.4%、タジキスタンからは 24.2%、ウズベギスタンからは 25.1%、ウズベキスタンからは 25.1%、ウクライナからは 10.7%の輸入が減少したという。

European Union Institute for Security Studies (2014) "The ECU: The economics and the politics" p.4

全保障など非経済的理由で、関税同盟と FTA の併存が利害関係国の中で黙認された可能性の事例はある（後述）。

南部アフリカ開発共同体（Southern African Development Community: SADC）のように WTO へ通報されていない関税同盟もある。

関税同盟が締結された後になって、その中の一加盟国が単独で他の非加盟国と FTA を締結することは、共通域外関税の例外を認めることになり、関税同盟の対外的な交渉力を弱めることになる⁴⁴。つまり域外諸国との戦略的な交渉（ゲーム理論でいう戦略的互惠関係）のメリットが弱まる⁴⁵。

図表- 8

<p>GATT 第 24 条 地域的適用-Frontier Traffic-Customs Unions and Free-trade Areas</p> <p>8</p> <p>(a) 関税同盟とは、次のことのために単一の関税地域をもつて二以上の関税地域に替えるものをいう。</p> <p>(i) 関税その他の制限的通商規則を同盟の構成地域間の実質上のすべての貿易について、又は少なくともそれらの地域の原産の産品の実質上のすべての貿易について、廃止すること。</p> <p>(ii) ……同盟の各構成国が、実質的に同一の関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用すること。</p> <p>5</p> <p>(a) ……当該関税同盟の創設又は当該中間協定の締結の時にその同盟の構成国又はその協定の当事国でない締約国との貿易に適用される関税その他の通商規則は、全体として、当該関税同盟の組織又は当該中間協定の締結の前にその構成地域において適用されていた関税の全般的な水準及び通商規則よりそれぞれ高度なものであるか又は制限的なものであつてはならない。</p> <p>6</p> <p>5 (a) の要件を満たすに当り、締約国が第二条の規定 (=譲許表) に反して税率を引き上げることを提案したときは、第二十八条に定める手続 (=補償的調整) を適用する。補償的調整を決定するに当つては、関税同盟の他の構成国の対応する関税の引下げによってすでに与えられた補償に対して妥当な考慮を払わなければならない。</p>

44 Gulf news (16 January 2014) ”Australia-UAE economic relationship growing”
<<http://m.gulfnews.com/business>> [access:14 June 2014]

45 南米の MERCOSUR (メルコスール) でも、共同市場理事会 (CMC) の決定により 2001 年 6 月以降、第三国又は域外ブロックとの通商協定交渉を行う場合は、加盟国が単独で行うのではなく、MERCOSUR として共同で行うこととされている。

10. 仕向地主義と原産地主義⁴⁶

途上国の中には、輸入に伴う関税収入が重要な政府の財源の一つとなっているケースが多い。そのため、近隣諸国と関税同盟を締結しようとする場合に、関税収入の帰属先をどうするかが極めて重要な交渉上の問題となる。

国際貿易における関税がどの時点で徴収されるかについては、大別すると仕向地主義（destination principle）と原産地主義（origin principle）の二つの考え方がある（Yasui [2014]）。

「仕向地主義」とは、産品へ課される関税を輸入国（最終消費地）の政府が徴収するとする考え方である。GATT/WTO 体制下で国々が行う一般的な関税徴収の仕方は、仕向地主義がベースになっている。

他方、「原産地主義」とは、輸出国の政府が関税を徴収する、すなわち、当該産品が当該市場で供給（輸出）される時点で徴税するとする考え方であり、旧ソ連を中心とするコモン体制下の国々が採用していたもので、今もロシアが資源エネルギーの輸出にしばしば適用している。一般に、資源エネルギー輸出国は、原産地主義に基づく輸出関税を支持する傾向がある。

関税同盟における原産地主義に基づく関税徴収のメリットは、いったん財が関税同盟域内に入った後の、当該材の流通・販売ルート等を徴税行政上から管理する必要がない点にある。

つまり原産地主義の下では、域外から域内向けに持ち込まれる当該産品を最初に陸揚げした関税同盟国が輸入関税を徴収するので、域内における最終消費国ではもはや関税を課すことも徴税も不要になる（もし同じ域内の最終消費国が輸入関税を徴収すれば、二重関税となる）。

46 GCC の「GCC 統一経済協定」（通称 UEA）の第 3 条 1 項に定める原産地（products of national origin）規則によれば、域内産の比率が付加価値基準で少なくとも 40%であること、および製造業企業の資本の 51%以上を加盟国国民が保有すること（ただし、適切な政府機関が認めた場合には例外が適用される。）と定めている。「(外資) 製造業企業の資本所有 51%以上を域内国民が保有すること」は、GATT/WTO の基本原則である内国民待遇に違反し、外国資本の参入を妨げる効果がある。これは WTO が定める貿易関連投資措置協定（TRIM）の第 2 条（内国民待遇及び数量制限）およびサービス貿易協定（GATS）の第 16 条（市場アクセス）に抵触する可能性がある。他方、GCC（6 カ国）を内包する自由貿易協定である GAFTA（Greater Arab Free Trade Area:22 カ国,1998 年発効）の原産地規則は、「域内産の比率が付加価値基準で少なくとも 40%であれば良い」と定めるのみで、GCC（統一経済協定）が定める資本所有の要件は課されていない。

関税同盟の視点でこれら二つを比較すれば、前者（仕向地主義）では、関税を徴収する権利が、当該製品の最終的な消費地である「同じ域内の輸入国」にあるのに対し、後者（原産地主義）では、当該産品を関税同盟域内で最初に陸揚げした国、つまり域内における当該財の最終輸入国から見た「同じ域内の輸出国」に徴税の権利があるという違いがある。

ただし、それぞれの関税同盟が設けている域外共通関税（CET）には、その仕組みや制度の厳格性の程度、および例外規定の有無などがあるため、関税同盟の徴税の仕組みを単に仕向地主義か原産地主義かで二分して考察することは単純すぎる。

例えば、EUの場合には、域外からの産品に対する関税率をEUの各加盟国が独自に変更・修正することはできないが、GCCやメルコスールの場合には、（一定の条件つきではあるが）各加盟国が独自に変更できる余地が散見される。これは、関税同盟というグループ全体の制度の維持よりも、事情によっては加盟各国の国益を優先できることを制度上で認めているためとも言える。

関税同盟において、原産地主義に基づいて域外共通関税を設ければ、域外産品が最初に域内に陸揚げされる加盟国の関税収入のみが増え、同じ域内の内陸の加盟国（landlocked member）は、域外産品を輸入しても関税収入はゼロとなる。そのため、関税収入への依存度が高い途上国の関税同盟では、例えば、過去の貿易取引高シェアなどをベースに事前に関税収入の各国配分比率を決めておき、その配分比率にしたがって全ての加盟国が徴収した関税収入を再配分するなどの工夫が必要になる。以下では、これらを踏まえて、3つのケースで検討する。

その1：ユーラシア経済共同体（旧 CIS:独立国家共同体）の場合

1991年末のソ連崩壊時に結成されたCIS（独立国家共同体）の12カ国のうち、ロシアの提案で1995年にロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国による関税同盟へ移行した。しかし、これにキルギスタン（1996年）、タジキスタン（1999年）が加盟する過程で仕向地主義を主張する国々（キルギスタン、カザフスタン、タジキスタン）と原産地主義を主張する国々（ロシア、ベラルーシ）の間で、統一的な共通域外関税（CET）について意見対立が生じたため、実質的な関税同盟としては機能しなかった（小泉,p.184）。2010年にはロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国による新たな関税同盟（Eurasian Customs Union、略称はECU）が、形成され、輸入品目数の85%に対して共通域外関税（CET）を設けることで発足した。域外共通関税はロシアの域外輸入関税の単純平均値12.1%を用い

たため、カザフスタンはそれまでの単純平均値6.5%をから約2倍に関税を引き上げることになった（2010年当時は、将来の名称として“Eurasian Union”と言う名称が予定されていたが、2015年の発足時にそれが現在のユーラシア経済連合“Eurasian Economic Union”となった）⁴⁷。他方、CISをほぼそのまま引き継いで2000年に創設されたユーラシア経済共同体（EAEC、EurAsEC）では、鉱物資源エネルギーの域内貿易において、同域内加盟6カ国のうち、ロシアのみ原産地主義（産品への関税徴収は輸出国が行う仕組み）を適用できるとしている⁴⁸。

ロシアは、2012年にWTOに正式加盟したが、エネルギー産品を輸出する場合、域内向けには原産地主義の下で輸出税を徴収し、域外向けには輸出税を徴収しないケースと、域内外ともに輸出税を課すケースの二つの選択肢を持つ可能性がある。

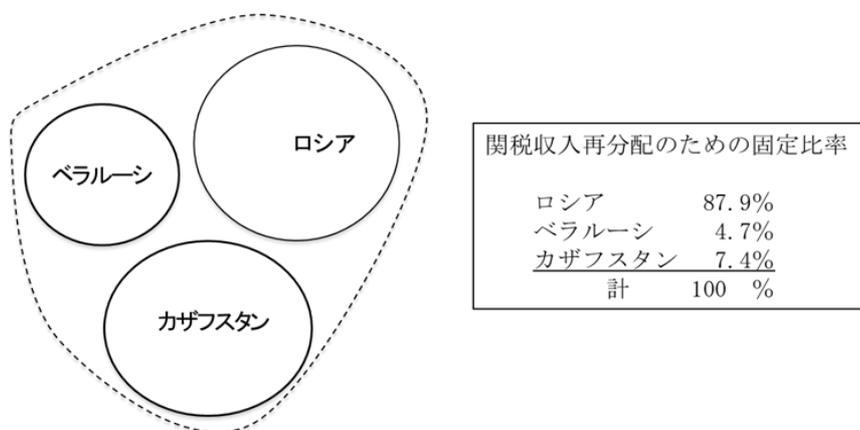
図は、ユーラシア経済共同体の加盟6カ国のうち、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国だけが先行してスタートさせた関税同盟において、域外産品からの関税収入が事前に決められた比率によって配分される仕組みを示したものである。これによれば、全ての域外産品がベラルーシを経由して輸入された場合でも、ベラルーシが徴収した関税収入は、事前に決められた比率に従って3カ国に再配分される仕組みである。同じ関税同盟であるEU（欧州連合）には、このような配分は行われず、関税収入の大半はEU自体の運営予算に組み込まれ、個々の加盟国には渡らない。なお、ユーラシア経済共同体は、2015年1月のユーラシア経済連合⁴⁹（EEU: Eurasian Economic Union、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、アルメリア、キルギスの6カ国）の発足とともに活動停止となった。

47 Iana Dreyer and Nicu Posescu (2014) "The Eurasian Customs Union :The economic and the politics" European Union Institute for Security Studies

48 JOGMEC (2014) によれば、2004年8月当時、域内の課税ルール改正が行われ、石油・ガスを仕向地主義の例外とする文言が削除され、当時の加盟国間で例外のない仕向地主義課税原則に移行することで合意したものの、ロシアがCIS向けの石油・ガス輸出関税を実際に廃止する段階にまで至らなかったという。JOGMEC (2014) 『ウクライナ: EU加盟の見直しと天然ガスにおけるロシアとの関係』 <http://oilgas-info.jogmec.go.jp/pdf/5/5041/1312_out_j_Ukraine_gas.pdf> [access:9/May/2014]

49 2014年12月12日、ロシアはWTO事務局へロシア、ベラルーシ、カザフスタンの3カ国でユーラシア経済連合（EEU: Eurasian Economic Union）を2015年1月1日に発効する旨、通報している。同通報によれば、EEUは、GATT第24条7(a)およびGATS第5条7(a)に基づき、財、サービス、資本、および労働の域内自由移動を定めるとしている。 <https://docsonline.wto.org/dol2fe/Pages/FE_Search> [access:15/May/2014]

図表-9 ユーラシア経済共同体（旧 CIS：独立国家共同体）



注) EAEC(ユーラシア経済共同体)では、域内各国が個々に徴収した域外産品からの関税収入は最終的に上記の比率で3カ国間で再配分される仕組みが適用されていた。ただし、EAECでは、鉱物資源エネルギーの域内貿易において、域内加盟国のうち、ロシアのみ原産地主義を適用できるとしている。EAECを実質的に引き継ぐ形となるユーラシア経済連合(EEU)においても、ロシア産エネルギー資源原の域内向け輸出には原産地主義が適用される可能性が高い。上図は、小泉愁(2011)を参考に筆者作成。

その2：GCC（湾岸協力理事会）の場合

GCCは、イラン革命(1979年)に続きイラク(フセイン政権当時)がイランに侵攻(1980年)した翌年の1981年11月11日に、それらの影響が及ぶのを共同で防ぐ目的で、宗教・文化が似通った中東6カ国(サウジアラビア、オマーン、バーレーン、カタール、クウェート、アラブ首長国連邦)が、統一経済協定(Unified Economic Agreement: UEA)を根拠規定に、サウジアラビア主導の下で調印に至っている。

GCCは、2014年現在、共通域外関税(CET)の下で域外産品の輸入から得られる関税収入を、域内各国へ応分に分配する仕組みを導入している。これは最終仕向地主義(final destination principle)と呼ばれる(本稿の文中では「仕向地主義」と表記)⁵⁰。この仕組みによれば、例えばGCC加盟国のUAE(アラブ首長国連邦)のドバイ港に陸揚げされた外国産品から徴収された関税収入は、インボイスなど必要書類とともに当該産品が最後に消費されるGCC域内の加盟国(最終消費国)の税収となる。だがこの仕組みは複雑な処理を伴うこともあって2014年現在、未完成である⁵¹。なお、GCCの仕向地主義に基づく関税の

50 GCCの公式web site(2014年時点)は、域外産品については最初の陸揚げ地で全ての関税手続きと5%の徴税を完了し、それらは当該産品の最終仕向地(消費地)まで移送するとしている。
<<http://www.gcc-sg.org/eng/>> [access:5/June/2014]

51 GCCは、2003年1月より関税同盟(Customs Union)の条件である共通域外関税制度の導入をスタ

徴収措置は、WTO上は関税同盟が完成するまでの3年間（2003年1月～2005年12月）の移行措置（interim measure）とされていたが、2014年現在も税の徴収・分配措置は変更されていないようである⁵²。

なおGCCの加盟国であるUAE（アラブ首長国連邦）は7つの首長国（王族国家・emirates）から構成され、各首長国のリーダー7人から成る連邦最高理事会（Federal Supreme Council）によって統治されており、UAE自体を一つの地域統合と見ることができる。UAE内に埋蔵される天然資源（石油・天然ガスなど）の所有権および処分権は、それらが埋蔵されている地域の7つの首長国のそれぞれが有する旨、憲法で謳われている⁵³。またUAE全体の連邦予算は7つの各首長国の経済規模に応じた分担が原則となっているために、豊富な石油資源を保有するアブダビ首長国が連邦予算の約8割を、ドバイ首長国が1割を負担している。さらに石油の輸出から得られた収入はその石油を産出する首長国の収入となり、そこから連邦政府の国庫へ拠出される。このUAEの制度が強固に維持されていることから今後、GCCの関税同盟が完成した後もその加盟6カ国の関税自主権をそのまま存続させる可能性が高い。つまり、GCCの関税収入はEU型のように超国家的な組織の運営コストに充てられるのではなく、GCC各加盟国の輸入比率に応じて徴収する仕組みが維持されるものと推察される。

その3：EU（欧州連合）の場合

EUでは、「原産地主義」に基づき域外からの産品がEU域内市場に供給される時点で（つまり域内市場に初めて持ち込まれた地点）で共通域外関税の下で課税され、関税収入の75%がEU運営のための一般予算に組み込まれ、残りの25%が、域外からの産品へ最

トしたが、2014年現在、未完成である。これを2015年には完成させる予定とされる。完全導入が遅れている背景には、域外産品に課された関税収入を如何にしてGCC加盟国に応分に分配するかにあるという問題が解決されないためという。参考：Gulf News（14 May 2014）”GCC seeks common good from full customs union”，
< <http://gulfnews.com/business/opinion/gcc-seeks-common-good-from-full-customs-union> >
[access:15/May/2014]

52 UAE（2004）”Customs Notice No.4/2004,Mechanism for Applying Rule of Inter-GCC Countries of Goods Final Destination”
http://www.dubaicustoms.gov.ae/ar/PoliciesAndNotices/Notices/4_20092.pdf

53 UAEの憲法第23条（下記）は、国内の天然資源は各各首長国（Emirate）が管轄保有する公的財産（public property）と定めている。Article 23 “The natural resources and wealth in each Emirate shall be considered to be the public property of that Emirate. Society shall be responsible for the protection and proper exploitation of such natural resources and wealth for the benefit of the national economy.”

初に関税を徴収した EU 加盟国の財源に組み込まれる [Yasui (2014,p7)]

つまり EU では、関税収入の大半が EU の運営財源⁵⁴として使用され、加盟 28 カ国へ再配分されない⁵⁵。他方、GCC では域内各国の主権が維持されており、EU タイプのような関税の徴収と配分の仕方とは異なる⁵⁶。

結びに代えて

一般的な国際貿易テキストの統合モデルでは、地域統合を行う国々が、まず域内の関税を相互に撤廃すれば「FTA」が形成されたことになり、これに共通域外関税 (CET) の設置が加われば「関税同盟」となり、その後は、共同市場や通貨統合といった段階に深化・進化すると説明されている。EU (欧州連合) の発展段階はそのような統合モデルに最も近いケースに見える。

GCC やメルコスールのような途上国の関税同盟において (加盟国の関税収入への依存度が高い、あるいは共通域外関税そのものが不完全であるなど)、加盟国は様々な理由で域外の産品に対する関税に関わる権利 (課税権や徴税権) を完全には放棄していない。これは政府の役割に関税収入の確保と国内産業保護があることに加え、関税同盟を運営する超国家組織が存在しないことにも依る。超国家組織が存在する EU 型のような関税同盟では、独立国家が本来保有する (徴税権などの) 権利を制度上で放棄している。よって関税収入への依存度が高い途上国の関税同盟は、EU 型を完全に踏襲することは困難である。

他方で、ロシアの主導下、旧ソ連邦の国々によって形成される「ユーラシア経済連合」(EEU) では、リーダー国「ロシア」だけがエネルギー資源の輸出に際して「原産地主義」に基づく輸出税を維持する可能性がある。

EEA (欧州経済領域) は、EFTA (欧州自由貿易連合) と EU (欧州連合) の合体、つまり FTA (前者) と関税同盟 (後者) の間で締結されたサービス貿易協定 (GATS 第 5 条)

54 全加盟国を統括する「EU」の財政収入源は、大半が (1) 各加盟国の国民総所得 (GNI) の 0.7%、(2) 関税収入 (=域外共通関税)、(3) 付加価値税の一部 (各加盟国の VAT 税収のおよそ 0.3%)。金額 (2011 年) で見ると、上記 (1) が全体の 75%、(2) が 13%、(3) が 11%。ただし「EU」独自の財源は、域外産品に課される共通域外関税 (CET) と農業課徴金等のみである。

参考: <<http://eumag.jp/tag/fta/>>[access:10/May/2014]

http://ec.europa.eu/budget/financialreport/2011/revenue/index_en.html[access:26/Sept/2014]

55 途上国による関税同盟では、関税収入が域内の輸入国の収入になる仕組みが一般的である。

56 GCC は、EU のように加盟国間の融合が前提となっていない。GCC は、中東の大国イランで始まった「民主化運動とイスラム教への回帰」の影響が自国に及ぶのを恐れた近隣諸国がサウジアラビアをリーダー国として結成したいわば政治・経済的な同盟 (alliance) として結成された。

だけを根拠とした唯一の新しいタイプの経済統合協定（EIA）であり、バラッサ・モデルの第5段階「経済統合」とは異なる。他方で、先進国間の自由貿易では、（一部の農産物など極少数品目の例外はあるが）“関税”の重要性が失われつつあり、必然的に“共通域外関税”の必要性も薄れていくと推察される。現在の日EU、米EUのように、（例外品目を除けば）関税そのものが主要な貿易障壁とはならないメガFTAが、仮に関税同盟へ移行したとしても、移行前と移行後では、大きな経済効果（貿易創出効果も貿易転換効果）の変化は生じないと推察される。

バラッサ時代（1950～60年代）の関税同盟の典型がEU（欧州連合）であるとしても、将来、途上国の関税同盟では各加盟国が関税の徴収権と分配権を保有する形を指向し、先進国のそれは一部の例外品目を除けば貿易障壁としての「関税」の役割が終わり、域内統一の規格・基準がそれに代わるタイプにシフトする可能性が考えられる。

つまり、バラッサ・モデルが示唆する“FTAが加盟国の関税権を放棄してこれを上位の超国家組織へ移譲する形で関税同盟へ進化する”という発展段階的なプロセスは、厳密には途上国、先進国いずれの場合にも当てはまらない。特に先進国間の地域統合では、“共通域外関税（CET: Common External Tariff）ではなく（域外と異なる規則・規格や基準の域内共通化・調和化を実現する）共通域外非関税障壁（CENT: Common External Non-Tariff barrier）と呼ぶものを設けた地域統合がFTAの次の段階として位置づけられる可能性がある。

以上が、本稿のまとめになるが、本稿からの派生的な展望としては下記の三点である。第一は、先進国が主導して形成する複数のメガFTA（例えばTPPとTTIP）同士が統合され、さらに大きい地域統合が形成される場合、その根拠規定にはGATS第5条が適用され、発効からFTA完成までの履行期間は比較的短いものとなること。第二に、途上国の場合は、一定の域内市場規模を確保する必要性から、FTAではなく関税同盟がまず結成され、一定の規模に達した段階で、それら「関税同盟」同士がFTAによって統合されるが、その根拠規定にはGATT第24条のみが用いられる場合と、GATT第24条とGATS第5条の両方が用いられる場合とがあり得ること。第三に、主導国が先進国、途上国いずれであれ、複数の地域統合がさらに一つに統合される際のベースとなるルールは、ほぼ全ての国々がメンバーである「WTO協定」以外には存在せず、自由貿易の根幹としてのWTOの役割は（枝葉末節のルールは個々の地域統合協定に委ねられるとしても）今後も重要である。

<参考資料・文献>

Abdulghaar, M., Al-Ubaydli, and O., Mahmood, O., (2014) *The Malfunctioning of the Gulf Cooperation Council Single Market: Features, Causes and Remedies* (MPRA Paper No. 55413, Middle Eastern Finance and Economics, pp.59-62.)

Andriamananjara, S., (2012) *Customs Unions* (World Bank working paper pp.111-120.)

Balassa, B., (1961) *The Theory of Economic Integration* (Homewood, Illinois: Richard D. Irwin.)

Dreyer and Popescu (2014) *The ECU: The economics and the politics* (European Union Institute for Security Studies)

Dreyer. and Posescu. (2014) *The Eurasian Customs Union :The economic and the politics* (European Union Institute for Security Studies)

Gulf news (16 January 2014) *Australia-UAE economic relationship growing*
<<http://m.gulfnews.com/business>> [access:14 June 2014]

UAE (2004) *Mechanism for Applying Rule of Inter-GCC Countries of Goods Final Destination* (Customs Notice No.4/2004)
<http://www.dubaicustoms.gov.ae/ar/PoliciesAndNotices/Notices/4_20092.pdf>

Viner, J., (1950) *The Customs Union Issue* (New York: Carnegie Endowment for International Peace)

Vinhas de Souza, L., (2011) *An Initial Estimation of the Economic Effects of the Creation* (World Bank Economic Premise, Number 47)

Yasui, T., (January 2014) *Customs Administrations Operating Under Customs Union Systems* (WCO Research Paper No. 29)

World Bank (2010) *Economic Integration in the GCC*
<<http://documents.worldbank.org/curated/en/2010/10/12915910/economic-integration>>

World Bank (2014) *Evaluation of the EU-TURKEY Customs Union* (Report No. 85830-TR)

WTO database <<http://rtais.wto.org>>

石川城太 (2005) 『通商政策と戦略』(日本経済新聞, 2005年7月19日)

岩田伸人 (2015) 『FTA/EPA は関税同盟へ移行するか』(下) 『貿易と関税』2015年4月号

岩田伸人 (2015) 『FTA/EPA は関税同盟へ移行するか』(上) 『貿易と関税』2014年11月号

上野麻子 (2007) 『GATT 第24条の規律明確化に与える示唆』REITI (経済産業研究所)

川瀬 剛志 (2007) 「WTO と地域経済統合体の紛争解決手続きの競合と調整」

RIETI Discussion Paper 07-J-050

桑山幹夫 (2014) 『太平洋同盟のメルコスールとの関係強化』ラテンアメリカ協会レポート

小泉愁 (2011) 『ロシア,カザフスタン,ベラルーシの経済統合』「外国の立法250」

国会図書<<http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/pdf/02500008.pdf>>

東條吉純 (2008) 「地域経済統合における人の移動の自由化」RIETI Discussion Paper 07-J-008

廣瀬陽子 (2012) 「第6章:ユーラシア統合の理想と現実」『地域統合の現在と未来』日本国際問題研究所

JOGMEC (2014) 『ウクライナ: EU加盟の見直しと天然ガスにおけるロシアとの関係』

[禁無断転載]

メガ FTA の将来、WTO の影響

WTO 体制下で多様化する地域統合の現状と展望

発行日 平成 27 年 12 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所 (ITI)

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号 第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>
